

第四十七号議案

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例
江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）の一部を次の
のよう改正する。

第十三条の次に次の三条を加える。

（公園の管理）

第十三条の二 公園の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができること。

（指定管理者が行う業務）

第十三条の三 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
一 公園施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。
二 公園施設の利用の承認、利用の取消しに関すること。
三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関すること。
(指定管理者の指定等)

第十三条の四 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮し

て、公園の設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を
指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するも
のとする。

付 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十三条の次に三
条を加える改正規定（第十三条の四に係る部分に限る。）は、公布の日から施行
する。

（説明）

ので、本案を提出いたします。

指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う業務の範囲等を定める必要がある